

## 宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金交付要項

令和6年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要項は、住民が運営する通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態となることの予防や生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することを目的として、宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施 に関する要綱（平成29年告示第43号）第4条に規定する地域介護予防活動支援事業における「介護予防に資する通いの場活動支援事業」を実施する団体等に対して、その活動を支援するために予算の範囲内において補助金を交付することについて、宇治市補助金等交付規則（昭和32年宇治市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 代表者が宇治市に住民登録がある住民（以下「住民」という。）であり、かつ主たる構成員が住民で構成されており、自主的に運営されていること。
- (2) 代表者を含め5名以上の住民である構成員がいること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、かつ市内において活動を行っていること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成員にもたないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

### (補助対象要件)

第3条 補助の対象となる事業は、運動、栄養、口腔、認知症予防等の介護予防に資する自主的な通いの場の活動でかつ次に掲げる要件をすべて満たす活動とする。

- (1) 1回あたり2時間を目安として概ね週1回、または概ね月4回以上の定期的かつ継続的な活動を行っていること。
- (2) 1回あたり2時間に満たない活動の場合、活動累計時間が概ね週2時間、または概ね月8時間以上の定期的かつ継続的な活動を行っていること。
- (3) 体操、栄養、口腔等の介護予防や健康づくりに効果が期待される運動を毎回、おおよそ30分以上実施していること。
- (4) 1回あたり5名以上の住民である高齢者の参加があること。
- (5) 参加者数の半数以上が65歳以上の住民であること。

- (6) 毎回の活動について、参加者数等を記録し管理していること。
- (7) 構成員だけでなく、地域の要介護者、要支援者に相当する方の参加が可能な活動であること。
- (8) 他制度による助成金、補助金等を受けていないこと。
- (9) 活動内容や活動状況を地域の高齢者に広く周知し、積極的に地域の新規参加者を受け入れること。
- (10) 開催場所、開催日時、活動内容等について宇治市ホームページへの掲載に同意すること。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該決定日の属する年度の末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、この要項で定める補助対象事業実施のために必要な立ち上げに要する経費又は活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外部から招く講師に対する謝礼（上限2万円）
- (2) 会場使用料、光熱水費などの使用料・賃借料
- (3) 資料作成に伴う紙類・文房具の購入費用、コピー代、アルコール消毒などの消耗品費
- (4) 事業の実施に係る従事者等の保険料
- (5) 介護予防のための機械器具購入費

2 前項の規定に関わらず次の各号に該当する経費については対象としない。

- (1) 飲食糧費
- (2) 交通費
- (3) 自宅など団体構成員の所有地にかかる会場使用料等
- (4) 電話代、インターネット通信費
- (5) 普段の活動会場以外の会場費

(補助金額及び限度額)

第6条 補助金の額は、別表1に定める補助限度額に基づき、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助対象経費の合計が補助金限度額に満たない場合は、補助対象経費の合計額とし、100円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 団体の定款又は会則等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに、宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該交付申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、補助金の交付を決定した団体等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、本要項又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) その他、補助金の使用が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消したときは、団体に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第10条 規則第9条に規定する実績報告書は、宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金実績報告書（別記様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書等（写し可）
- (4) 実施状況がわかる書類（実施日と実施内容、当日参加者がわかる名簿等）

3 前項に規定する報告書等の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金確定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金確定通知書を受けた団体は、宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長へ提出するものとする。

2 団体は、補助金の概算払いを受けようとするときは、宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金概算交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

（補助金の精算）

第13条 市長は、第12条第2項の規定により事前に概算交付した当該事業について第11条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行うものとする。

（報告）

第14条 市長は、補助による成果等を検証するため、補助対象年度の翌年度以降、補助金交付団体に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

2 前項の規定に基づき、市長より報告を求められた補助金交付団体は、誠実に対応しなければならない。

（補則）

第15条 この要項によるもののほか、この要項の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 （第6条関係）

区分	種別	補助限度額
1	補助対象期間の活動期間が6か月以上	60,000円/年
2	補助対象期間の活動期間が6か月未満	30,000円/年